

判例から学ぶ医療と法 — 第23回

「家族への告知と病状説明」

最高裁平成14年9月24日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
弁護士 三橋要一郎

◆事案の概要

患者（当時77歳）は、従来から心疾患などの治療のため被告病院に定期的に通院していたところ、平成2年10月26日の胸部レントゲン撮影で肺にコイン様陰影が発見され、その後の検査で、ステージⅣに相当する進行性末期がんに罹患しており、救命・延命のための有効な治療方法がない状況であることが判明した。被告病院の主治医は同人の余命は長くて1年程度と予測した。

主治医は、翌年1月には患者本人から肺の病気がどうかと質問を受けたが、本人への告知は適当でないと考え、告知はしなかった。また、主治医は家族には何らかの説明が必要と考えていたものの、実現に至らないまま当該患者の担当から外れた。その後被告病院の他の医師が診療を担当したものの、同様に、本人への告知も家族への連絡もなされなかった。

患者は胸部の痛みが治まらなかったため、3月上旬に大学病院を受診し内科医の診察を受け、末期がんと診断された。大学病院の医師は後日家族を病院に呼び、患者が末期がんである旨の説明をした。

患者は大学病院の紹介で別の病院に入院し、その後入退院を繰り返したが、同年10月上旬、左腎臓がんおよび骨転移を原因とする肺転移・肺炎により、入院先の病院で死亡した。患者本人は、死亡に至るまで自己が末期がんである旨の説明を受けていなかった。

家族らは、被告病院医師らによる患者本人および家族らへの説明義務違反などにより、精神的苦痛を被ったとして慰謝料支払いを求め提訴。

原審（仙台高裁）では、患者本人に告知しなかったこと自体をもって義務違反とは言えないものの、本人への告知が相当でないと判断した以上、末期がんの患者を担当する医師として、家族に対する告知の適否について速やかに検討すべき義務があったにもかかわらずこれを怠ったとして、合計120万円の慰謝料を認めた。

◆判決の要旨

最高裁は一般論として以下のように判示した。

「医師は、診療契約上の義務として、患者に対し診断結果、治療方針などの説明義務を負担する。そして、患者が末期的疾患に罹患し余命が限られている旨の診断をした医師が、患者本人にはその旨を告知すべきではないと判断した場合には、患者本人やその家族にとってのその診断結果の重大性に照らすと、当該医師は、診療契約に付随する義務として、少なくとも、患者の家族らのうち連絡が容易な者に対しては接触し、同人または同人を介してさらに接触できた家族らに対する告知の適否を検討し、告知が適当であると判断できたときには、その診断結果などを説明すべき義務を負うものといわなければならない。なぜならば、このようにして告知を受けた家族らの側では、医師側の治療方針を理解した上で、物心両面において患者の治療を支え、また、患者の余命が

より安らかで充実したものとなるように、家族らとしてのできる限りの手厚い配慮をすることができることになり、適時の告知によって行われるであろうこのような家族らの協力と配慮は、患者本人にとって法的保護に値する利益であるというべきであるからである。」

本件では、被告病院の医師らはカルテなどを確認すれば家族に容易に連絡を取ることも可能であったにもかかわらず、そういった措置を取らず、家族への告知の適否の検討もしなかった（他方、患者の子らには告知を受けるに際し障害となる事情は特段なく、医師らが同人らに実際に接触し、同人らへの告知の適否を検討すれば、告知に適する者であると判断し、患者の病状などを告知することが可能であった）。

そうすると、被告病院の医師らの対応には義務違反があったと言わざるを得ないとし、その結果、早い段階からの家族らによるより手厚い配慮を受けることができなかった患者自身が、被告病院に対して慰謝料請求権を有し、遺族らはこれを相続したとして、原審の判断を是認した。

—上告棄却 確定—

◆この判例をどう理解するか

本判決は、末期がんであり、かつ患者本人への告知が相当でないと判断されるケースにおいて、医師は容易に連絡を取ることができる家族がいる場合には、その告知の当否を検討しなければならないとの「告知検討義務」（「告知」自体の義務ではない。）を負う旨を判示している。

本判決も指摘するとおり、医師は「診療契約上の義務として患者に対して診断結果、治療方針などの説明義務」を負っており、その説明は患者本人に対して行うのが原則である。ただし、末期がんなどの本人への告知の適否については、裁判所は、医師に専門家として一定の裁量を認める立場をとっている（最高裁平成7年4月25日判決。ただし、30年以上前の事案であり、現在の医療水準に照らした場合に、いかなる判断がなされるかは慎重な検討を要する）。

他方、本判決は、医師としては、いかなる場合であっても家族に対して病状説明をする義務を負う、あるいは家族に説明をすることが許されるとの判断を示したものではない。第三者に対して診療情報を提供する際には、患者本人のプライバシー権保護の要請に加え、現在では個人情報保護法による制約もあり、それは家族に対しての病状説明である場合にも変わりはない。

もちろん本人の同意があれば問題はないが、個人情報保護法との関係では、「意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族らに説明する場合」には本人の同意を得なくても良いと解され、また、「本人に同意を求めても同意しない場合や同意を得られないことが明らかな場合」には生命・身体などの保護のために必要が認められれば例外的に第三者提供が認められる余地がある（厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」参照）。ただし、これらの場合にも、患者本人のプライバシー権保護の観点から、家族に対する説明の必要性、説明内容の秘密性、説明の相手方としての適切性、説明により患者本人が被る不利益の有無などを総合考慮したうえでの慎重な判断が求められる。

なお、患者が死亡した場合には、診療契約上の義務として、患者の死亡に至る診療経過や死亡原因を遺族に対して説明すべき義務があると解されている。

◆この判例からどう学ぶか

- ①病状説明は患者本人に対して行うのが原則であり、患者本人の同意がない場合には、家族であっても常に説明して良いものではないことに留意する必要がある。
- ②他方、末期がんなどの重大な診断結果について、患者本人に告知するのが相当でないと判断される場合には、医師は、家族に対して連絡を取り、告知が相当か検討すべき義務（告知検討義務）を負う。